

総務省 規制の事前評価書 (スプリンクラー設備等に関する基準の見直し)

所管部局課室名：総務省消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成 26 年 7 月 18 日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

<現状>

消防法施行令別表第一において、防火対象物を主としてその用途により区分して掲げることにより、消防法上の規制が特になされるべきものを政令上取り上げる場合に、その項番号によって特定できるようにしている。例えば、消防法第 17 条の消防用設備等の設置・維持の義務がかかる防火対象物は、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物とされており、消防法施行令別表第一の用途区分ごとに、構造・規模等に応じて、必要な消防用設備等の設置及び維持の基準が異なっている。

現行の消防法施行令別表第一では、病院、診療所及び助産所については、(六) 項イに区分されており、病院であれば 3,000 m²以上、診療所又は助産所であれば 6,000 m²以上の施設についてスプリンクラー設備の設置が義務づけられているところである。

<問題点>

平成 25 年 10 月 11 日、福岡市博多区の有床診療所において火災が発生し、死者 10 名、負傷者 5 名を出す惨事となった。(死者のうち患者は 8 名、診療所関係者は 2 名。患者はいずれも高齢者で、うち 7 名が要介護認定を受けていた。)

この火災を受け、有床診療所・病院火災対策検討部会を開催した結果、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、火災発生時に、入所者の生命、身体の安全を確保することが極めて困難であると指摘された。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

火災被害の軽減の観点からは、速やかな避難誘導が必要であるが、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」においては、人力に頼らず自動的に初期消火・延焼防止を行えるスプリンクラー設備を活用し、避難時間をより多く確保することが有効である。

平成 25 年 2 月に発生した長崎グループホーム火災を受けて、消防法施行令別表第一 (六) 項ロに掲げる社会福祉施設については、入所している高齢者・障害者の特性から、特に避難時間を確保する必要があるとして、延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置を義務づける改

正を行った（平成 25 年政令第 368 号）。

今回、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」についても、社会福祉施設と同様避難時間の確保が重要であることから、同等の火災危険性を有するものとして、消防用設備等の設置基準の見直しが必要である。

【規制改正の内容】

以上を踏まえ、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置を義務づけるほか、スプリンクラー設備以外の消防用設備等についても設置基準を見直すこととする。具体的な改正内容は以下のとおり。

○ スプリンクラー設備について

(ア) 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務づけることとする。（現行：病院 3,000 m²以上、診療所 6,000 m²以上）

ただし、次のものについては対象外とする。

・ 患者が避難困難でないと考えられる 13 診療科のみのもの

（産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科）

・ 延焼を抑制する施設構造を持つもの

・ 夜間においても相当程度の患者の見守り体制（13 床当たり職員 1 名）がある病院

・ 精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院

・ 3 床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所

(イ) 3,000 m²以上の有床診療所は、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備の設置を義務づけることとする。（現行：6,000 m²以上）

(ウ) 水道連結型スプリンクラーの設置可能施設を拡大

○ 消火器及び簡易消火器具

全ての有床診療所・病院に「消火器」の設置を義務づけることとする。（現行：150 m²以上）

○ 火災通報装置の設置基準の見直し

(ア) 全ての有床診療所・病院に「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を義務づけることとする。（現行：500 m²以上）

(イ) 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、自動火災報知設備との連動起動を義務づけることとする。

○ 屋内消火栓設備及び動力消防ポンプの設置基準の見直し

新たにスプリンクラー設備の設置を義務づける施設（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できるものを除く。）については、屋内消火栓設備の設置も義務づける。ただし、スプリンクラー設備の有効範囲（スプリンクラーヘッドが設置されている部分）においては、屋内

消火栓設備の設置が免除されており、スプリンクラー設備の有効範囲外についても、スプリンクラー設備の補助散水栓を設置することで屋内消火栓設備の設置が免除されることとなるため、実質的には今回新たに屋内消火栓設備を設置する施設はないものと考えられる。

動力消防ポンプ設備については、屋内消火栓設備の設置基準を準用しているため、今回の改正により新たにスプリンクラー設備の設置を義務づける施設に設置義務が発生するが、屋内消火栓設備と同様に、スプリンクラー設備が設置されている場合には、設置義務が免除されるため、実質的には今回新たに屋内消火栓設備を設置する施設はないものと考えられる。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

○ スプリンクラー設備について

スプリンクラー設備の設置対象となる施設数については現在調査中であるが、設置に係る費用は、厚生労働省による補助金（基準額 17,000 円／1 m²）の対象となっている。

○ 屋内消火栓設備・動力消防ポンプ設備について

先述のとおり、今回新たに屋内消火栓設備を設置する施設はないものと考えられるため、新たな費用は発生しない。

○ 消火器及び簡易消火器具

消火器及び簡易消火器具については、ほとんどの医療機関に既に設置済みであり、設置費用も安いとため、新たに生じる費用は限定的である。

○ 消防機関へ通報する火災報知設備

今回、病院、有床診療所及び有床助産所について、消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準が 500 m²以上から 0 m²以上に強化されるが、設置に係る費用は、厚生労働省による補助金（基準額 300,000 円／1 か所）の対象となっている。

(2) 行政費用について

消防機関等の関係行政機関や医療機関等への制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

今回新たに消防用設備等が設置される場合、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検報告義務が生じるが、点検費用については限定されたものになると考えられる。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置義務を課し、火災発生時に避難が困難な患者の避難時間を確保することのほか、その他の消防用設備等の設置基準を見直し、防火対策を強化することにより、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる医療機関の入院患者の生命、身体、財産の保護の徹底が図られるものと考えられる。

(2) 行政便益

スプリンクラー設備その他の消防用設備等について、火災事例によって認識された火災危険性を踏まえた設置基準の見直しを行うことで、医療機関において、実態に即した火災予防行政の推進を図ることができる。

また、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減されると見込まれる。

(3) その他の社会的便益

医療機関において、火災発生時の被害の軽減等が図られることによって、火災予防の実効性の向上に資するものと考えられる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

上記のとおり、遵守費用以外の費用及び便益は、定量的に把握することが困難なものであるため、政策の実施に当たっては、政策の実施者、規制の対象者等、各方面の意見を丁寧に取り入れながら、慎重な検討を重ねていく必要がある。

スプリンクラー設備に関する基準の見直しに当たっては、医療関係団体、有識者及び関係省庁で構成される「有床診療所・病院火災対策検討部会」を開催し、調査・検討を行ってきたところであるが、有床診療所・病院火災対策検討部会の報告書において、「有床診療所及び病院は、夜間は限られた職員で入院患者の対応に当たっているため、入院患者の様態によっては火災時に適切に対応することが非常に難しい施設となっている。こうした施設における火災被害を繰り返さないためには、防火管理者の選任、消防計画の作成や法令等により定められた消防訓練の実施などのソフト面と、建築構造や火災の発生の感知・警報、消防機関への通報、消火のための設備などのハード面で総合的に対応することが必要である。」と結論づけられた。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、施設側に費用負担が生じることになるが、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的である（消防法第1条）ことに鑑みれば、当該目的達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務であると捉えられる。加えて、検討部会には、医療機関の代表団体関係者も参加しており、規制強化に対する合意は概ね得られていること、今回規制の対象になるもののうち、経済基盤が不安的な小規模な医療

機関に対しては、比較的廉価な特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が許容されていること（消防法施行令第12条第2項第4号）等、規制を最小限に留めているものと考えられる。

以上を総合的に勘案すれば、今回の改正には妥当性があるものといえる。

5 有識者の見解その他関連事項

今回の改正は、「有床診療所・病院火災対策検討部会」（部会長：室崎益輝 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長）の報告書を踏まえたものである。

「有床診療所・病院火災対策検討部会」

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/yuushou_kasaitaiaku/index.html

6 レビューを行う時期又は条件

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。

7 代替案との比較その他

避難に介助が必要な患者を安全に避難させるためには、人力に頼らず自動的に初期消火・延焼防止を行えるスプリンクラー設備等を活用し、避難時間をより多く確保することが有効である。今回、現行の基準では自力避難困難な者を安全に避難させることができない高い火災危険性が認識された事態を受け、スプリンクラー設備等の設置基準を強化するものであるため、代替案は想定されない。